

男性／LGBTIQA に対応する 性暴力被害相談員養成講座：資料

レイプクライシス・ネットワーク

<もくじ>

1、急性期サポートの必要性・・・2P	2、LGBTIQA とは・・・3P
3、LGBTIQA コミュニティと性暴力・・・4P	4、男性と性暴力・・・5P
5、RC-NET 相談事業・・・7P	6、性暴力とは何か・・・8P
7、性の健康と権利・・・10P	8、ヘイトクライム・・・14P
9、自尊感情の低下とリスク・・・15P	10、リソースを渡すために・・・16P
11、沈黙を強いられるのは何故か・・・18P	12、性犯罪・・・19P

RC-NET (レイプクライシス・ネットワーク)

〒030-0807 青森県青森市安方 1-3-24

Community café & bar Osora ni Niji wo Kake Mashita 内

Eメール：rc-net@goo.jp

ウェブ：http://rc-net.info

Twitter：@rcnet_official

Facebook：rcnet.jp

1、急性期サポートの必要性

<急性期支援≠医療的急性期>

性暴力被害がサバイバーに与える影響は多岐に渡り、また、長期に渡る。

性感染症や妊娠のリスクはサバイバーが受ける性暴力の影響の大きなものの一つとしてあるが、必ずしも全てのサバイバーがその2つを中心にした困難の中にいるわけではない。医療的急性期と呼ばれる「3日ないし7日」に適切なサポートを提供することは大前提であるが、サバイバーの支援についての性暴力の「急性期」というものは、かならずしも医療的急性期だけではないということを理解する必要がある。

性暴力被害にあうのは「女性」だけではないということも踏まえ、医療的急性期についても、どのような医療提供が必要となるかについて婦人科領域に留まらないことにも留意して支援体制の構築をする必要がある。

<急性的な、様々な心的苦痛を体験する時期>

事件後すぐ、もしくは事件の何十年後であっても、性暴力被害に端を発した緊急性の高い状況によりその人の生命、安全が脅かされている時のことを「急性期」とここでは呼ぶ。過去のことであるか現在のことであるかということはサバイバーの安全確保の指標にはならない。

<ハイリスク要因は何かを見極める>

- ・ **スティグマ、被差別要因があるか（重複的困難の可能性）**
ex,性的マイノリティである、男性である、障害者である、被差別部落出身である
- ・ **社会福祉／保険制度からの阻害要因があるか**
ex, 家族不和／DV／虐待等、保険料未払い等による健康保険証の有無、年金不払い等による障害年金受給不可、
- ・ **医療制度からの阻害要因があるか**
ex,上記理由等による医療未受診、被害を未申告であるが故の誤診状態、医師とのコミュニケーション不全、性別違和による医療受診不安（SRS後の診察科への迷い、恐怖感）、診療科への不安（男性同性間での肛門への陰茎挿入による性感染症リスクや外傷）
- ・ **社会的孤立要因があるか**
ex,性別や性指向に関してカミングアウトしている人間の人数、親族等の関わり、就学・就労の中での人間関係
- ・ **金銭的状况**
ex,就労困難、周囲からのサポートがない、社会制度を使えていない
- ・ **自死念慮が継続的／突発的に「ある」**
- ・ **絶望感、諦め、自己否定感、自暴自棄の感覚が継続的に「ある」**
- ・ **トリガーとなる存在が近くにいる**
ex,加害者が現在も近い環境にいる、被害現場に現在も居住／就労している

2、LGBTIQA とは

- Lesbian レズビアン
- Gay ゲイ
- Bisexual バイセクシュアル
- Trans トランスジェンダー
- Intersexual インターセクシュアル
- Questioning クェスチョニング
- Queer クィア
- Asexual エイセクシュアル

<性を構成する5つの要素：PRIMO> (ハワイ大学医学部教授 Milton Diamond)

ジェンダーパターン：らしさ、表現、役割。

「外見、ふるまい、言葉づかい、役割はボーダレス」

リプロダクション (生殖)：生殖する (望む)、しない (望まない)、できる、できない。

「生殖は個人 (カップル) の選択、生殖補助医療技術の進歩と流動的で多様な親子関係」

ジェンダーアイデンティティ：私は何者？男？女？

「トランスジェンダーやインターセックスなど、性器に由来しない証拠は様々」

性のしくみ/機能：性的しくみ、反応の生理学的メカニズム

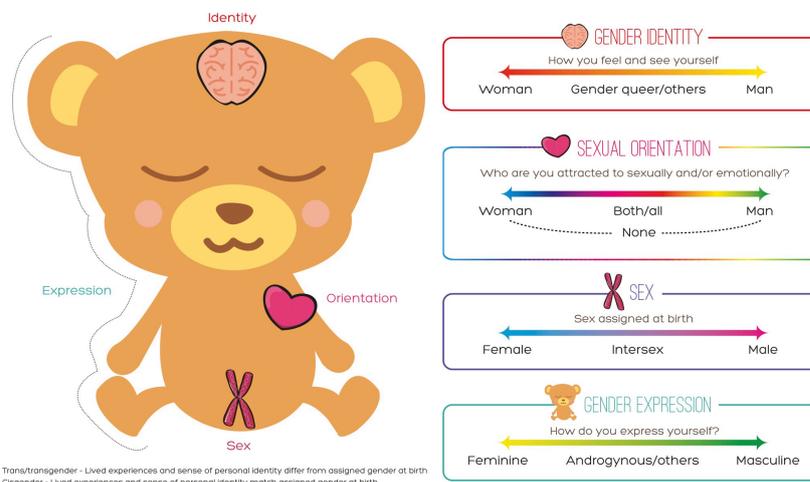
「機能の発揮や表現は、個人や関係性しだいで様々」

セクシュアル・オリエンテーション (性指向)：「誰を好きになるか」の気づき (思春期)

「ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、エイセクシュアルなどなど」

異性愛者主義、性別二元論 (男/女)、ジェンダー規範、社会通念、常識と言った様々な決めつけの実際は、実に多様なもの。みなさんは、どのような「性」を持っていますか？

THE GENDER BEAR



3、LGBTIQA コミュニティと性暴力

©レイプクライシス・ネットワーク

許可無き二次使用を禁止します

LGBTIQA コミュニティに属するメンバーが性暴力被害のみならず様々な暴力被害や差別に関するリスクが高いということについては世界各国での様々な調査で明らかになっている。

そうしたことの要因の一部として、LGBTIQA 等の貧困に関するリスクや、差別／偏見、スティグマ等から疎外感に直面する機会が多いということがあげられてきた。そして、性別や性自認、性的指向、性表現への嫌悪に端を発する暴力の内容が、一定の割合で性暴力として行われることがある。また、LGBTIQA であるということは現在の社会の中で一定程度の「弱者性」を付与されることでもある。加害者にとって「弱者性」は大きな攻撃的であり、暴力被害のハイリスク要因となる。

< CDC (アメリカ疾病予防管理センター) パートナーと性的暴力に関するLGB全米調査基金より >

- ・ 異性愛者の女性の**35%**と比較して、レズビアン**の44%**、バイセクシュアル女性**の61%**が、レイプ、身体的暴力、パートナーによるストーカー被害の経験をしている
- ・ 異性愛者の男性**の29%**と比較して、ゲイ男性**の26%**、バイセクシュアル男性**の37%**が、強姦、肉体暴力、パートナーによるストーカー体験を経験している
- ・ 異性愛者女性**の17%**、レズビアン**の13%**、バイセクシャル女性**の46%**がレイプされている
- ・ 異性愛女性**の9%**、バイセクシャル女性**の22%**がパートナーからレイプされている
- ・ 異性愛者男性**の21%**、ゲイ男性**40%**と両性愛者**47%**が、レイプ以外の性的暴行を経験している
- ・ トランスジェンダーの民族的内訳としては、アメリカン・インディアン**24%**、多人種 (who identified as multiracial) **18%**、アジア人**17%**、黒人回答者の**15%**がK-12 (幼稚園から高校までの**13年間**) で性的暴行を経験しており、他の属性の生徒よりも遥かに高い数値となっている。また、トランスジェンダー女性の回答者は、同様の属性のトランスジェンダー男性よりも多くに性的暴行を経験している
- ・ バイセクシャル女性のほぼ半分 (**48%**) であるレイプサバイバーは、**11歳から17歳までの最初のレイプ**を経験している

< 全米反暴力プログラム連合 (The National Coalition of Anti-Violence Programs) より >

- ・ 親密なパートナーによる暴力にあったLGBTQサバイバーのほぼ**10人に1人**が、パートナーからの性的暴行を経験した
- ・ 被害者支援をしている人たちの**85%**が、性的指向または性同一性のためにサービスを拒否されたLGBTQサバイバーが居たことを回答

LGBTIQA の中で、特に被害に関するリスクが高いと言われるのは、バイセクシュアル女性とトランス女性とされている。性暴力全体として、加害者の7～8割は男性であるという調査もあり、多くの場合が男性からの被害を受けている。LGBTIQA の性暴力というと「同性間での被害」と認識されやすいですが、被害も加害も、「特別な人に起きる特別な被害」と決めつけないことは重要なこと。

4、男性と性暴力

少なくとも「女性の4人に1人、男性の6人に1人が大学生年齢までに、なんらかの性暴力被害にあう」ということは、繰り返し各国の調査等によって言われて来た定説の一つでもあり、近年の調査でも同様な数字が出ている。性暴力を取り巻く状況が、各国での支援体制などが拡充されていく過程において「改善されてはいない」ということについて、私たちはより注意深く見続ける必要がある。支援の拡充≠性暴力の予防であるということだ。

しかし、女性の性暴力被害に関する支援が各所においてより有用なものに変化を遂げて来た中で非常に重要な点の一つがある。「被害にあった後に、被害を申告する人数が増える」ということ。助けを求めることに繋がる可能性が少なからず増え、そうした中で当事者の声が聞こえ、また、ニーズを洗い出すことが出来る。私たちが男性被害者と接する際にまず求められることは、その「助けを求めることに繋がる」ことのハードルをいかに下げられるか、という点だ。「男性被害者の声は聞こえない」「相談が実際にはないので」という声を聞くことが多い。これはLGBTIQAでも同様だが、明確な呼びかけの無い場所に、当事者からの声は集まってこない。それは、当事者自身が自分の身を守るための手段でもあり、呼びかけ側の責任に他ならない。

また、「性暴力全体」の話をしたのであれば、男性被害者について明示的に対応していかなければいけない。そうでないならば、「一部の性暴力被害者に対応する」ということを明記すべきである。

<男らしさの表象>

ジェンダー規範の中で男性に向けられるものの多くが「男性が性的に貶められる瞬間」を想定していないことばかりである。

- ◆ 泣くのは男らしく無い
- ◆ 男は小さいことでよくよしてはいけない
- ◆ 意思表示をハッキリしなければいけない
- ◆ 勃起は男の威厳の一つ
- ◆ 浮気は甲斐性
- ◆ 一家の大黒柱
- ◆ 売られた喧嘩は買うのが男らしさ
- ◆ 据え膳食わぬは男の恥
- 他

<内在化された規範の解体作業>

これらの「男性性の表象」として使われている規範を男性サバイバーは回復の過程で解体していく作業を強いられる。それらはこれまで疑問にすら思わずに来た自らの存在に対し、「アイデンティティの危機にさらされるリスク」が高まるということでもある。男性サバイバーと関わる中で必要なのは、「あなたは男だ」ということを説くことではなく、この規範自体が本人を苦しめているのであれば、規範のあり方と男性性は別物であるということ。「そう出来なくてもいいんだ」ということを認識する過程を手伝って行く必要がある。

- ◆ 自分は「男」として役立たずなのではないか
- ◆ もう男として社会的に認められない存在なのではないか
- ◆ 男では無くなってしまったのではないか
- ◆ 性的な存在として価値が無くなってしまったのではないか
- 他

<社会認識≠自己認識>

- 幼少期からの根深いジェンダー規範
- 規範は当事者たちの意識に影響しており、恥や自罰的意識は当事者たち自身に内在化する
- 他者への共有に対してことさらに高いハードルがある

■ 本来的にある感情と「社会に迎合するための自分」にギャップ

<男児を取り巻く性暴力被害>

「女性相談がメインだけど、男性の相談“も”聞ける」という立ち位置でいる中で、陥りやすいのは女性サバイバーと「同様に」話を聞けばいい、と思い込んでいるケースだ。しかし、大方の女性サバイバーの状況と男性サバイバーが置かれた状況は同様な点もあれば、異なる点もある。それぞれのジェンダー、セクシュアリティに応じた対応が求められるということについては、全てに共通する。その中でも、より如実に変化が現れるのが男児の性被害に関する対応だ。基本的な知識として、女性／女児の被害と多少異なる点があるということも確認が必要。しかし、これらを「女性の被害とは別物」とするのではなく、「性暴力は常に多様な形態を示す」という事と認識すること。

- ◆ 性的暴力と同時に身体的な暴力経験をする確立が高まる
 - ◆ 虐待発生時に1人でいた確立が低い
 - ◆ 人に話したがらない
 - ◆ 身体的外傷があることが多い
 - ◆ 加害者が女性である場合、膣への強制的挿入が起きることがある
 - ◆ マスターベーションの強要がされるケースが多くある
 - ◆ オーラル・セックスを強要されるケースが多くある
 - ◆ 加害者が家族以外での割合が比較的多く、家族の場合は義父より実父である場合が多い
 - ◆ 保護の必要性／家族から分離する必要性への認識が少ない
 - ◆ 治療を提供されることが少ない
 - ◆ 加害者が見知らぬ人であることが女児に比べて多い
 - ◆ 女性加害者は女児よりも男児を虐待することの方が多い
- (Watkkins & Bentovim ,1992)

<被害と加害が同居する可能性>

「被害にあったからと言って加害者になるわけではない」。それは一方では真実であり、残念ながら、そうではない場合もある。特に「子どもの頃に性的虐待を受けた男性のうち、のちに加害者になったのは12%」(Skuse et al, 1999) と、低くはない。

- ◆ 大前提として「男性被害者は加害者になる」という神話に加担しない
- ◆ 被害後のケアへの繋がりが欠如する中での諸症状の悪化
- ◆ 被害後「自らの心身を守るため」より強固な男性性を身につけようとし、横暴さや攻撃性を高める可能性
- ◆ 感情表現の手法の希薄さ
- ◆ (実父、兄弟、指導者等からの被害において) ロールモデルが崩壊している可能性

<リソースの紹介に際して>

- ◆ 外傷がある場合は外科。肛門裂傷、ペニスや睾丸の傷、尿道への異物挿入などは外科または泌尿器科
- ◆ ワンストップセンター／警察等支援機関での二次加害の可能性についても事前に教える
- ◆ 口コミや、日頃からの情報検索／共有により、男性サバイバーに関するリソースを常に見つけ続ける

「一般化することは、より多くの例外も生み出す」と忘れずに。

5、レイプクライシス・ネットワーク相談事業

©レイプクライシス・ネットワーク

許可無き二次使用を禁止します

<相談の全体像>

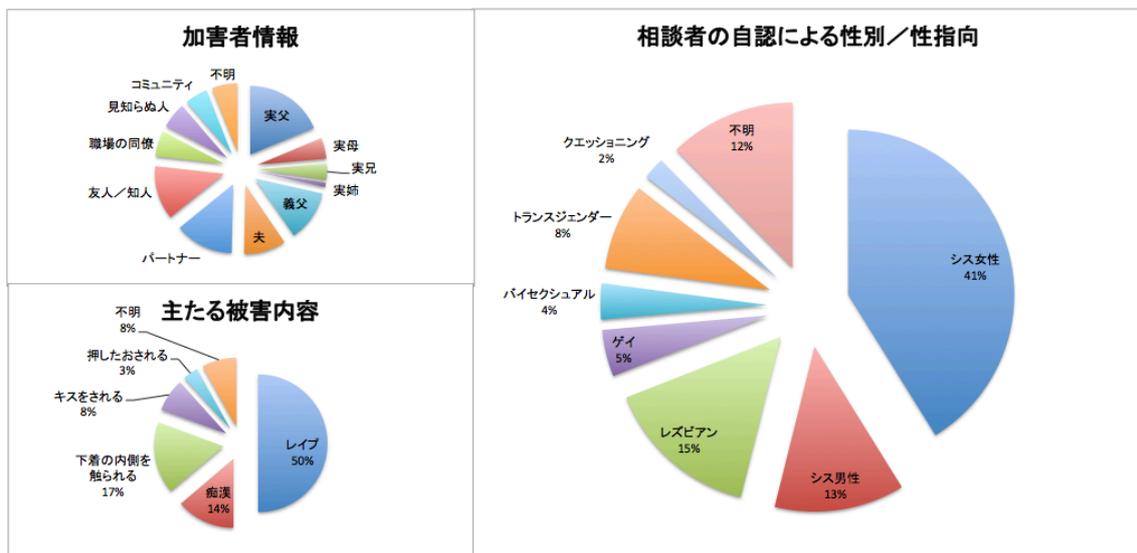
性別違和の無い異性愛者と思われる相談者は全体の4割であり、他が男性及び性的マイノリティである。相談の内容としては、性別や性的指向に関わらず、同意の無い膣／肛門への身体の一部もしくは器具の挿入、口への性器の挿入が5割を占める。加害者の属性は実父、パートナー関係にある人からの被害が比較的多いが、突出して多い属性というものは無い。

<LGBTIQ+ レイプサバイバーへの声かけ>

RC-NETの相談事業にLGBTIQ+からの相談が多いということについては、当事者に向けた発信方法によるものが多いと思われる。性暴力は女性の問題、と語られることが多い中、そうした断定的な言葉を使用せずに来た結果、割合が増えている。

しかし、全体として4割は「女性」であるという事実からも、LGBTIQ+に対応することを明言することが「女性」を除外することには繋がらず、しかし「女性」のみを対象であるかのように記載することはLGBTIQ+を除外する要因となり得ることが見て取れる。

<2014-2015 年度相談統計>



<相談者の相談既往歴>

相談者の8割以上が、当会への相談をする以前になんらかの形で相談支援期間への連絡をしていた。当会の知名度から言って、多くの場合は別の機関を最初に見つけており、そして、その相談機関において相談を聞いてもらえなかった、差別的な扱いを受けたということを述べているケースが多い。

<相談機関での差別的取り扱い事例>

- ・ 同性間で起きた事は性暴力とは言わない、命の危険でもあるならまた来て、と警察に帰された
- ・ 女性が加害をするなんてありえない！あなたが先に何かしたのでは？と性暴力被害相談で言われた
- ・ 男性の相談は受けられない、セックスの話をしたければ他にどうぞ、と性暴力相談で言われた
- ・ 女同士なのだから仲直り出来るでしょ？と相談員に言われた
- ・ 自助グループにおいて、「同性愛者が来るのは怖い、私たちは性の被害者なのだから」と排除された
- ・ 「妊娠しないってことね」と言われた

6、性暴力とは何か

「互いに同意のない性的言動」全般を性暴力と言う。社会的に性暴力と言うと「強姦」とされてしまうことがあるが、性暴力という言葉を使う時には、双方に同意形成が出来ていない中で起きる性的言動をすべて暴力と捉える。

ex,レイプ、わいせつ電話、痴漢、ポルノ鑑賞の強要、性的いじめ（ズボン／パンツおろし、茶巾寿司 等）
セクシュアリティに対する嫌悪を理由としたレイプ、セクハラ、性的 DV、宗教者／指導者からのレイプ
売春強要、セックスワーカーへのレイプ

©レイプクライシス・ネットワーク

許可無き二次使用を禁止します

<同意とは何か>

「同意」形成は最低限下記の項目をクリアする必要がある。それぞれの状況により、双方に於いてお互いにとって必要な同意を形成していく必要がある。同意の成立に欠かせないのは、双方への尊重である。

- ・ 言語的同意があったとしても、精神／知能／体力／年齢／社会的地位等による差が大きい場合には、そのギャップを解消するための策があること
- ・ 上記のギャップが法律や条例、また職業倫理等により許されるものであること
- ・ 一旦同意したことを覆す自由があること

<性暴力の及ぼす影響>

・ 身体的影響

被害による身体への急性的外傷（傷害）、過呼吸、めまい、腹痛／胃痛／頭痛等の身体不調、生理不順等

・ 精神的影響

被害の瞬間から被害後の長期に渡り、生命の危険に関わる精神的影響を含める様々な影響を及ぼす。

・ 社会的影響

日常生活を円滑に送ることを阻害することから、就労や就学への影響や周囲の人間との関わりなどへ大きな影響を及ぼす。

<RTS:レイプトラウマ・シンドローム>

レイプ被害にあった人に起こる感情や行動障害についての指標。'70年代にアメリカの研究者により発表され、長年に渡りアメリカでのレイプ事件における支援、診断、裁判等で活用されてきた（被害者の60%弱がRTSの症状を出すとされている）。

※PTSDの広まりにより2000年代以降裁判等で使われることはなくなったが、レイプサバイバーの行動原理等を示すにはとても有効として、現在も多くのフェミニストや支援者に支持されている。

RTSでは性暴力被害者の状況を4段階のフェーズに分けて分析しており、第一段階を急性期、第二段階を否定の時期、第三段階を再構築と統合の時期、第四段階をトリガーによる想起がある時期としており、これらが性暴力被害者に全て順番通りに来るということではなく、それぞれの状況に合わせてこれら4段階のうち全て、もしくはどれかを経験する。また、それらは繰り返し起こり得るものだということが言われている。また、ここで解説される事柄は病理としての症状として改善しなければならないもの、ということではなく、性暴力被害を経験する中で起こり得る指標である。慢性化し、性暴力の影響に端を発するその人の性質の一つとして残るものもあれば、影響が薄まったり、無くなったりするものももちろんある。良い／悪いの指標にはなり得ない。

◆ 第一段階：急性期

「強烈で急性、様々な身体／心的苦痛を体験する」

ex, 身体的な傷・パニック・緊張・罪悪感・睡眠障害・過敏・無力感・倦怠感・恐怖感・屈辱感・怒り
恥・懐疑的・防衛的・無感覚症状・アイデンティティの危機

通常のコミュニケーションを経る事の無い言動によってもたらせられた「性暴力」は、これまで当たり前に来ていた／感じていたことが出来ないような状態になることがある。特に、自分自身の存在について、アイデンティティが危機にさらされてしまう中で、自らの存在についての疑問を感じたり、社会規範上の「性行動の相手」からの行為でなかった際には特に混乱が生じやすい。(ex, 「自分はゲイになってしまった?」「自分は男?女?」、「あんなに優しくした人がどうして?自分が悪い?」「あの人は憧れの人だったのだから、これを喜ぶべきなんだ、でも…」)。また、特に無感覚症状(フリーズ)についての無理解がサバイバーを社会的にも、そして自分自身でも責めてしまったり事件を過小評価する理由となってしまうことが多い。

◆ 第二段階：否定

「一見大丈夫そうに見える中に隠れる症状」

ex, 自傷行為・摂食障害・性化行動・睡眠障害・依存症 等 アクティングアウトが現れる時期
「一日も早く、日常生活に戻りたい」という欲求

第一段階を長期に渡り持続させることは日常生活に大きな支障を及ぼすため「もう終わった事」「無かった事」にすることでサバイブしようとする。しかし被害は無かったことにもならず、性暴力による影響は終わっていない。結果として被害による影響と明示的ではなく様々な症状が発生する。それらは自傷他害、「問題行動」として捉えられることもあるが、サバイバーにとっては、日常生活への帰還欲求であったり、感覚を取り戻し、自らのコントロールで生活を送るためである場合も多い(意識的でない場合もあるが)。

◆ 第三段階：再構築と統合

「大きなショックと“日常”の擦り合わせ」

ex, フラッシュバック・鬱・ひきこもり・退学や退職・セックスレス・性別や性指向のゆらぎ・
怒り・近い人との関係崩壊・婦人科系の病気・腰痛・摂食障害・勃起不全・泌尿器疾患

“被害”を認識し、それを癒しに変換していく時期

否定をしようにも、自らの生きにくさ等は「被害があったからである」ということを明確に認識する。そうした中で、被害についての様々な記憶がよみがえりフラッシュバックの症状に悩ませられたり、鬱などの精神疾患を発症すること、また、人との関わりが難しく、ひきこもりや退学、退職などをする人や、怒りなどの感情をコントロール出来ず、近い人たちとの関係性を自ら壊してしまったり、試し行動などを多くしてしまう人も多い。様々な精神疾患や身体的疾患が起きることも多く、こうした中で、この時期に医療機関やカウンセリング、自助グループなどに会う人が多くいる、パワフルな時期でもある。

◆ 第四段階：トリガーによる想起

なんらかのトリガーがあるなかで思い出す。それによって苦痛はあるが、コントロールが出来るようになる。

性の権利宣言（2014,世界性の健康学会）

許可無き二次使用を禁止します

1. 平等と差別されない権利
2. 生命、自由、および身体の安全を守る権利
3. 自律性と身体保全に関する権利
4. 拷問、及び残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰から自由でいる権利
5. あらゆる暴力や強制・強要から自由でいる権利
6. プライバシーの権利
7. 楽しめて満足できかつ安全な性的経験をすることがある、性の健康を含む、望みうる最高の性の健康を享受する権利
8. 科学の進歩と応用の恩恵を享受する権利
9. 情報への権利
10. 教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利
11. 平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利
12. 子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利
13. 思想、意見、表現の自由に関する権利
14. 結社と平和的な集会の自由に関する権利
15. 公的・政治的生活に参画する権利
16. 正義、善後策および救済を求める権利

＜性の健康を定義する複合的要因＞

「性の健康」を語る際には様々な要因が複合的に絡み合っているという点、これらは、すべて「単独の問題」として存在しているのではなく、全てが複合的に関係しあっているということを常に意識しておく必要がある。

- ・ 個人的特性・・・生物学的特徴、知識、態度、性行動、アルコールや薬物使用経験、ジェンダー、人種・民族性、信仰、社会経済的地位、性的指向
- ・ 対人関係・・・パートナー、家族、ピア（仲間）、先生、等
- ・ コミュニティ・・・近隣住民、コミュニティ、学校、職場、宗教、SNS 等
- ・ 社会・・・文化、宗教、社会経済的要因、メディア、性と生殖に関する政策・法律、性規範・価値、ジェンダー、人種・民族性

HIV/AIDS におけるキーポピュレーション

許可無き二次使用を禁止します

- 男性とセックスする男性
- 服役者
- 薬物使用者（静注薬物使用者）
- セックスワーカー
- トランスジェンダーの人々

「感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々」

性暴力におけるキーポピュレーションは何か

性暴力は様々な場で様々な属性に対して行われているが、多くが同じ呼びかけになってしまい、各人口層への取り組みが欠如しがちになっている。「性暴力被害者とは誰の事か」を、考える必要がある。

- ◆ 男性から被害にあった女性
- ◆ 男性から被害にあった男性
- ◆ 女性から被害にあった女性
- ◆ 女性から被害にあった男性
- ◆ 男性から被害にあったトランスジェンダー
- ◆ 女性から被害にあったトランスジェンダー
- ◆ 被害にあったセックスワーカー
- ◆ 被害にあった障害者
- ◆ パートナーから被害にあった女性／男性
- ◆ 教育機関や指導者からの被害にあった子ども
- ◆ 同級生等から被害にあった子ども
- ◆ 親や兄弟、親戚等から被害にあった子ども
- 他

「暴力被害にあう可能性が社会的に懸念されながらも、暴力被害に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施作の実施において特別な配慮を必要とする人々」と捉え、対策を考える。

<キーポピュレーション概念の必要性>

それぞれを深めて行くということは、各ポピュレーションに起きる被害の要因解析をする事に繋がる。多くの場合、暴力の発生は差別に関する「社会の容認」に端を発しており、どのような差別が存在し、私たちの社会はそれらに対してどう対応していくのかを考え、実践して行くことが、直結して被害の予防や、被害にあった人々が声を上げる助けとなることもある。

- 支配・コントロール、抑圧欲求
- 性的欲求 ※
- 差別（人種、職業、年齢、性別、性的指向、障害、疾病、被差別部落、その他社会的マイノリティ性）
- 同性愛等の矯正という名目の同性愛嫌悪
- 社会規範の中で当事者のクローゼット性を利用した「どうせバレない」「訴えられない」という意識
- 社会的「弱者性」に乗じた暴力のハードルの低さ

様々な社会的要因によって、多くのトランス当事者がスロープを下る

許可無き二次使用を禁止します

ように危機的状況に追い込まれている。問題が周縁化されている人によっては、感染症や様々な病にさらされ、人によってはそれが、死や暴力にさらされることにつながる。こうした状況は様々な要因によって悪化する。

<ウェブ版 図・写真省略>

<HIV/AIDS におけるセックスワークへの対策>

UNAIDS Guidance Note on HIV and Sex Work (Last updated 2012)

1. 包括的支援システム（予防、治療、ケア、支援）への普遍的なアクセスの保障
 - 構造的な阻害要因（政策、規制、因習など）の解体
 - 暴力・虐待・差別を伴わない政策・プログラム
 - 従業者・顧客・その他業界関係者への情報
 - 必要品の確保（コンドーム、潤滑剤、避妊具など）
 - 自発的 HIV 抗体検査、カウンセリング、治療、社会的支援、HIV 陽性者のケア
2. 支援的な環境づくり、パートナーシップの構築と強化、選択肢の拡大・拡充
 - 戦略的パートナーシップ
 - スティグマと差別
 - 選択肢の拡大・拡充
3. 脆弱性の軽減、構造的な問題への取り組み
 - 貧困対策
 - 教育の機会均等
 - 難民、避難者、移住労働者、亡命希望者への支援

Making Sex Work Safe (nswp, 2012)

- 対象（業務内容・従事者・顧客）に関する理解
 - 不可視化されやすい当事者問題（トランスジェンダー、HIV 陽性者、薬物使用者、移住労働者）
 - 経営者やマネージャー
 - 家族・パートナー・子ども・コミュニティ
- 情報と教育
 - コミュニケーションの作法・原則
 - ピア・プログラム
 - アウトリーチ、集団プログラム
 - 安心・安全が保障された「場」

■ 保健医療サービス

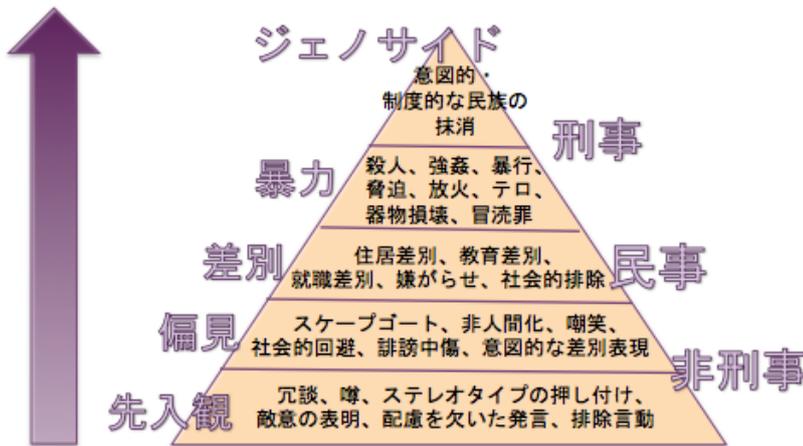
- コンドーム（女性用を含む）、潤滑剤
- HIV 抗体検査
- フレンドリーなクリニック
- 経済的エンパワメント
- リハビリテーション
- 薬物使用者向けサービス
- HIV の治療とケア
- HIV 陽性者向けの予防的なサービス
- 移住労働者向けサービス

©レイプクライシス・ネットワーク

許可無き二次使用を禁止します

「自然は多様性を愛するが、社会がそれを嫌悪する」
 (ミルトン・ダイヤモンド／ハワイ大学、性科学者)

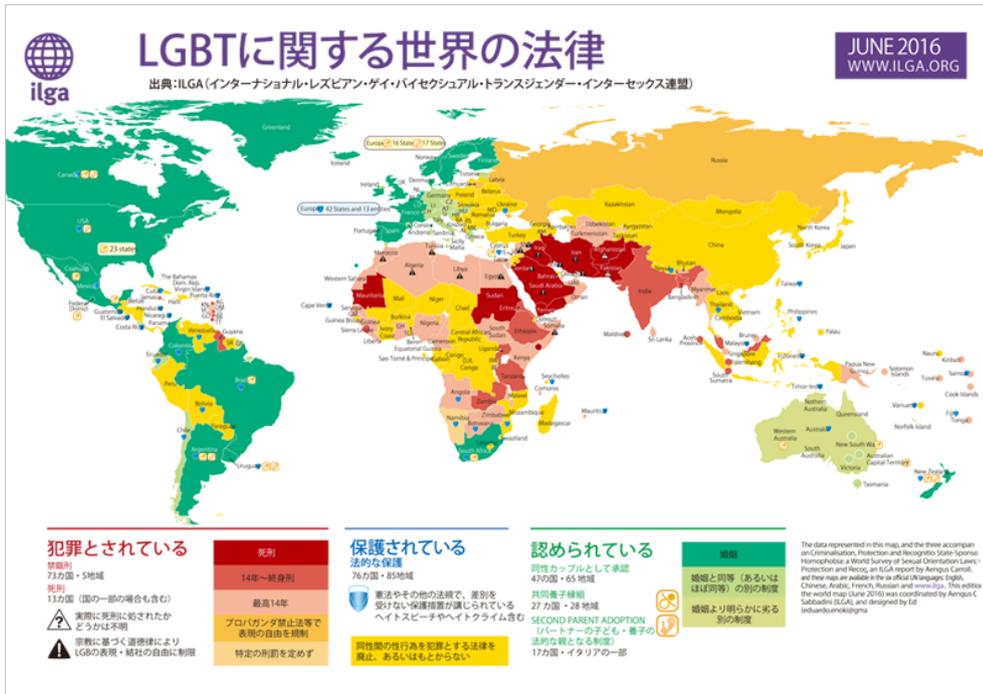
<差別の構造を理解する>



ヘイトクライムは突発的に起こるものではなく、社会の中で醸成された結果。「そんなこと信じるひといない」「一部の人が言ってる事」「ネットでの話」としないこと。

人口の0.1%でも、0.01%でも、たった一人でも、行動に起こしたら事件は勃発する。ホロコーストのように。

<差別を容認する社会構造> 「ヘイトクライム＝嫌悪／憎悪に端を発する犯罪」



<ウェブ版 図・写真省略>

9、自尊感情の低下とリスク

- 暴力や嫌がらせから逃れ、ありのままの自分である権利
 - 生命、自由、生活を失うことなく、他者との合意に基づく性的関係を結ぶ権利
 - 平等な市民として認められ、すべての人々に約束された当然の敬意をもって遇される権利
- (ヴァネッサ・ベアード『性的マイノリティの基礎知識』作品社, 2005)

<LGBTIQA の自殺リスク>

<ウェブ版 図・写真省略>

<自尊感情や成長の過程を阻害する要因>

- 他者と自分との間に明確な「溝」の存在を感じている（集団の中での仲間意識の構築経験が少ない）
- 相談をしたり、感情を共有する経験が少ない
- 感情を行動化する経験が少ない
- 自ら感情の行動化をすること、もしくは類似した他者の行動化が外部的にマイナスの評価として見られる経験が多い（行動化への抑制心が働く）

<よりリスクのある行動変容>：不健全であれ、生き延びる為の選択をする

行動化	内面化
■ 性化行動	■ 性的嫌悪
■ 依存（ドラッグ、ギャンブル、アルコール 等）	■ 身体嫌悪
■ 自傷	■ セクシュアリティの揺らぎ
■ 加害	■ 自罰感
■ ひきこもり、退職、退学	■ 無価値観
	■ 怒り

<ここだけで終わらない支援に向けて>

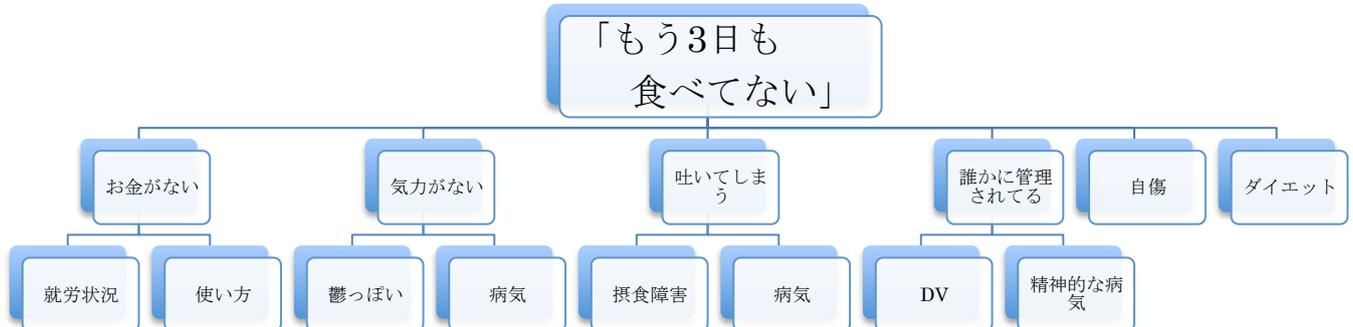
出来ない／分からないという時にこそ、リソース探しに力をいれる。「うちでは出来ません」と言い放つことと、「あなたが必要としている情報を持っている場所がある」と伝えられることは雲泥の差がある。

適切なサポートを届けるために最低限、理解しているべきこと

- ・ 相談者のニーズは何か
- ・ 必要性がどこにあるのか
- ・ 相談者が主訴としては訴えていない「危険信号」があるか
- ・ 自分の団体等にとって「出来る事」そして「出来ない事」は何か

<第一声では計れない>

- ・ 安易に想定しすぐに具体事例に持ち込もうとしていないか（精神科？フードバンク？法テラス？）
- ・ 「何故」食べられないのかをしっかりと聞く
- ・ 具体的な話に対して言葉を「繰り返す」ことは意味が無い
- ・ 第一声では計れないからこそ、想定は無限大



<不信感からの出発>

相談員が「わかってくれる」と信じての連絡は少ない。特に男性/LGBTIQ サバイバーは、

- ・ 相談員に性別等を伝えることにも迷いがある
ex, 女性からの被害、同性からの被害、トランスジェンダーからの被害 → 想定できているかどうか
- ・ 被害状況を話す時、何でどこを、ということを伝えるのも迷いがある
ex, ペニス以外での被害全て、膣以外の被害すべて、身体的状態 (T や I で特に)
- ・ 相談員は異性愛者且つセクスイリートという想定が強くある
- ・ 「女性の被害」ではない
- ・ 過去の話をしてはいけないと思っていることも
- ・ 拒絶や否定の経験を既にしていたり、内面化されている

<不信感を少しでも拭うために出来ること>

- ・相手から聴く前に、相手の性別等を断定する様な言葉を使わない
ex,彼女は、彼は、でなく、「相手は」「加害者は」
- ・相手から聴く前に、被害の客体が何かを断定しない。
ex,「挿入された」だけでは、どこに何をなのかは分からない。曖昧に進めず、確認
(もちろん、本人に「現場検証」のように聞き取るようなことはしない)
- ・男女の組み合わせだけを想定しているわけではない、ということを常に伝える
ex,相談者が「女性」であろうが「男性」であろうが、「分からない」としても、「相手の性別を教えてもらえる？」と伝える。男→女だけを想定しているわけではないことは、誰の不都合にも繋がらないし、「言ってもいい」と思える。

<前提として伝えられること>

広報の段階で、もしくは口頭で、記録をとっているか、チームで聴いているか、守秘義務について、時間制限があるか、自分の団体等の出来ることは何かを伝える事で話すことへのハードルを下げる可能性も。

<メモや表現は「本人が言った言葉」で>

勝手な要約は百害あって一利無し。本人が話す言葉がどのようなものかは、バックグラウンドや生活環境のイメージを広げることに繋がる。

自らをなんと称するか

僕／ボク
俺／オレ
私／ワタシ
ジブン
ウチ
一人称を避ける

他者をなんと称するか

アイツ
ツレ
妻／夫
主人・旦那／嫁・女房
彼／彼女
パートナー
相方

コミュニティ用語

ホモ／オカマ／レズ
ゲイ／レズビアン
LGBT
セクマイ
クィア
百合
性的マイノリティ
トランス / Ftm / MtF
性同一性障害

コミュニティ用語

ナイモン
アプリ
ハッテン場
ウリ専
レズ／ビアン／ゲイ／ナベパー
ニューハーフヘルス／パブ
業界
オフ会／勉強会／パレード

被害をなんと表現するか

やられた	レイプされた
いれられた	強姦被害にあった
しゃぶられた	強制性交等罪にあった
性行為をせまられた	犯された
セックスされた	汚されてしまった
イタズラされた	大切なものを奪われた
性暴力被害にあった	

選ぶ言葉によって、
当事者が育ってきた環境や学んできたこと、
自分に対してどんな感情を持っているのかを
知ることが出来る
「想定」の幅が小さければ、
「想定範囲内」でしか話が聞けない。

<自団体等で出来る事／出来ないことの洗い出し>

- 1、「出来る事」でかなえられることは何か → 自団体等の目標設定は何か
- 2、「出来ない／やらない」のは何故か → 要因を明確にする
- 3、「出来ない／やらない」ことを補完する必要はあるか → 社会的必要性はあるか
- 4、「出来る事」ではないことにどう対処するか → 当事者の選択肢を広げられるか

11、沈黙を強いられるのは何故か

©レイプクライシス・ネットワーク

許可無き二次使用を禁止します

男性やLGBTIQAが「より沈黙を強いられやすいのは何故か」を理解しておかなければ、適切な聞き取りや支援は難しい。下記に記したものは要因の一部だが、特筆すべき点として記載する。

- ◆ どうせ信じてもらえないだろうという恐怖
- ◆ 暴力が「男性から女性に対して行われるものである」という認識
- ◆ フォビアへの恐怖 ※
- ◆ LGBTコミュニティや男性社会における友人やサポートを失う恐怖
- ◆ カミングアウトすることの恐怖 ※
- ◆ フォビアを持つ人たちの「燃料」となる恐怖
- ◆ (同性間DVの場合) パートナーや、コミュニティの人間をフォビアに曝す恐怖 ※
- ◆ 嘲笑の対象となる恐怖
- ◆ 反撃することが、逆に訴えられることに繋がる恐怖

LGBTIQA パートナー間 DV に特筆すべき点

- ◆ コミュニティからの孤立
- ◆ LGBTIQA アイデンティティに対する恥や嫌悪を植え付けられる
- ◆ カミングアウトをしている「安全な場所」をコントロールされる
- ◆ 親権の否定
- ◆ 家族、職場、友人、入管等に対しアウトティングをするという脅迫
- ◆ 「本当の同性愛者ではない」という否定
- ◆ HIV ステータスについてのアウトティングに関する脅迫

トランスジェンダーに対する DV に特筆すべき点

- ◆ アイデンティティに関わる侮辱的な身体接触
- ◆ ホルモン治療やSRSに関するアクセスをコントロールする
- ◆ アイデンティティを否定した性暴力
- ◆ ウィッグ、衣類、エピテーゼ等性表現ツールの破壊

家族からの暴力に関する特筆すべき点

- ◆ 年齢、精神、身体、知的ギャップの解消が難しい場合が多い
- ◆ 監護者要件に抵触
- ◆ 嫌悪を元にした暴力 ※
- ◆ 矯正という名目を加害者が信じている場合 ※
- ◆ 居所、経済、就学等への影響
- ◆ 社会的繋がり的一切を排する事
- ◆ 「家族」というものに対する社会規範による自罰意識の増長

12、性犯罪

<性犯罪に関する刑法改正のポイント>

1、名称が強姦罪から強制性交等罪に変更

2、被害／加害者の性別に関する記載を撤廃

これまでの強姦罪は相手の合意のない状態で「男性が陰茎を用いて女性の膣に挿入する」ことに対して規定されていたが、性別に関する記載を廃し、「者」とされた。

4、対象を「性交等」とした

これまでは「陰茎の膣への挿入」のみの規定であったが、口腔内、肛門への「陰茎」の挿入行為が含まれた。

5、「挿入させる」という行為が対象となった

これまでは「合意無く挿入した」男性のみが対象であったが、「合意無く挿入をさせる」ことも強いた者も罪の対象として含まれた。

6、集団強姦罪が廃止された

集団強姦はこれまで通常の強姦よりも量刑を多く設けていたが、改正と同時に横並びに消失した。

7、最低量刑が3年から5年に変更された

8、非親告罪とされた

被害の訴えには告訴が必要であったが、改正後は非親告罪となり被害者の告訴がなくとも公訴を提起出来る。

9、罪の新設

監護者性交等罪／監護者わいせつ罪として、18歳未満の者への監護者からの性交等・わいせつ行為に適用。監護者（主に親）が影響力を背景に行った性交等は同意の有無は問わず、行為そのものが罪となる。

10、強盗との差異の解消

これまで、強盗が先か強姦が先かによって最低量刑に変化があり、行為として強盗が先に来た場合の方が、量刑が重くなっていたが、今後は「強盗・強制性交等罪」として一本化される

<改正されなかった点／問題点>

- ・ 加害にせよ被害にせよ「陰茎」の存在により成り立ち、手指及び器具挿入が含まれていない
- ・ 強制性交等という名称は適切か
- ・ 「抗拒不能なまでの暴行または脅迫」があることが成立の要件としてあり、多くの被害が認められない
- ・ 公訴事項撤廃または時効の停止について成されなかった
- ・ 「男性や性的マイノリティに対する不当な取り扱い」を禁じる付帯決議がされたが、国は実態を一切知らない
- ・ 改正法によって対象となる被害について実態調査／ヒアリングが行われていない

他

第 176 条 強制わいせつ罪

13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。
13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第 177 条 強制性交等罪

13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、5 年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

（※情状酌量等の減刑がされない限り、執行猶予はつかない）

第 178 条 準強制わいせつ及び準強制性交等

1 項 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、176 条の例による（6 月以上 10 年以下の懲役）

2 項 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は前条の例による（5 年以上の有期懲役）

第 179 条 監護者わいせつ及び監護者性交等罪

18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第 176 条（注：強制わいせつ罪）の例による。

2 18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第 177 条の例による。

第 241 条 強盗・強制性交等及び同致死罪

強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪（第 179 条第 2 項の罪を除く。以下この項において同じ。）若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は 7 年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第 1 項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。